

天領

第 22 号

1991年12月



社団法人 石見大田法人会会報

目次

| | |
|------------------------|----|
| 平成三年度通常総会開催 | 1 |
| 新役員及び委員会メンバー決まる | 2 |
| 平成三年度納税功労者表彰式 | 3 |
| 税のこぼれ話 | 5 |
| 囲碁問題 | 5 |
| 石見大田税務署の組織と仕事 | 6 |
| 税制改正要望全国大会 | 7 |
| 天領の秘話⑬「藩主を罵る昔気質」 | 8 |
| 消費税のワンポイント | 10 |
| 企業訪問《大田生コンクリート株式会社》 | 11 |
| 広島国税局長と中国地方法人会連合会長との対談 | 12 |
| 第十三回会員親睦ゴルフ大会開催 | 14 |
| バレリーナ打法でHOLE IN ONE | 15 |
| 質問手帳 | 16 |
| 税を知る週間行事「地区別ミニフォーラム」 | 17 |
| 第五回クイズおもしろミニナール開催 | 18 |
| 石見銀山・根ほり葉ほり | 19 |
| 「総物語から見た鉾山用語の面白さ」 | 19 |
| 全国育樹祭を終えて | 20 |
| ミニ税務コーナー | 22 |
| 会員の声 | 26 |
| お知らせ | 26 |
| 囲碁回答 | 26 |
| 編集後記 | 26 |

全国育樹祭

皇太子さまをお迎えして、去る10月6日、三瓶山・北の原で、第15回全国育樹祭が開かれ、林業関係者ら8千人余りが参加した。

皇太子さまは、はじめ、第22回全国植樹祭が行われた小屋原の、中曽根に立ちよられ、おじいさまの昭和天皇、おばあさまの皇太后さまがお植えになったクロマツに、心もち上気したお顔で、なつかしように枝打ちをされた。

式典では育樹活動推進を誓う決議などが行われたが、「世界へはばたけ育樹の輪」というテーマにふさわしく、老いも若きもが、はじけるような熱気で式典を盛りあげた。

アトラクションに参加した大田高、大田一中、二中、三中や大田小学校の児童は、式典に彩りを添えた喜びの顔、顔で、ほっとひと息、記念撮影のレンズにおさまっていた。

(石村積久)

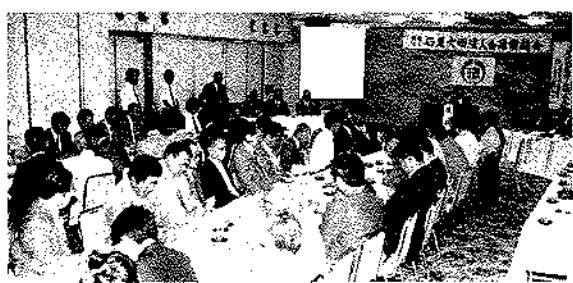
題字 鈴木大東氏

平成三年度

通常総会開催

平成三年度通常総会は、去る、八月三十日大田町会館「仁万屋」において会員多数の出席のもとに開催された。来賓には、石見大田税務署小野署長様他をお迎えして盛会に開催された。

奥野会長の会員、役員各位に対して一年間の法人会事業活動の御協力に感謝の意を表する等々：の挨拶の後、議長となり議事に入っていった。
 一号議案、平成二年度事業報告並びに収支決算承認の件。
 二号議案、平成三年度事業計画並びに収支予算案承認の件。
 三号議案、役員改選の件。
 以上の議案につき審議



に入り、一号議案、二号議案は満場一致で承認され、三号議案役員改選については、選考委員により裏面の通り決定した。当日の予算案、収支決算は下記の通りです。

平成2年度(第3期)収支決算書

自 平成2年7月1日
至 平成3年6月30日

| 収入の部 | | | |
|-----------|------------|------------|----------|
| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ |
| 1.会 費 | 5,880,000 | 5,840,000 | △ 40,000 |
| 2.事業費補助金 | 2,200,000 | 2,485,490 | 285,490 |
| 3.事業収入 | 200,000 | 180,000 | △ 20,000 |
| 4.手数料収入 | 650,000 | 706,667 | 56,667 |
| 5.雑収入 | 200,000 | 280,104 | 80,104 |
| 当期収入合計(A) | 9,130,000 | 9,492,261 | 362,261 |
| 前期繰越収支差額 | 4,496,892 | 4,496,892 | 0 |
| 収入合計(B) | 13,626,892 | 13,989,153 | 362,261 |

| 支出の部 | | | |
|-----------------|------------|-----------|------------|
| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 増減△ |
| 1.事業費 | 3,250,000 | 3,319,360 | 69,360 |
| 研修・講習会等費 | 2,300,000 | 2,343,523 | 43,523 |
| 会報発行費 | 650,000 | 630,657 | △ 19,343 |
| 婦人部運営事業費 | 300,000 | 345,180 | 45,180 |
| 2.会議費 | 1,450,000 | 1,623,512 | 173,512 |
| 総会費 | 700,000 | 602,562 | △ 97,438 |
| 役員会費 | 350,000 | 432,066 | 82,066 |
| 委員会費 | 400,000 | 588,884 | 188,884 |
| 3.管理費 | 2,865,000 | 2,858,542 | △ 6,458 |
| 人件費 | 1,600,000 | 1,900,000 | 300,000 |
| 人事務局費 | 250,000 | 248,733 | △ 1,267 |
| 渉外費 | 100,000 | 82,489 | △ 17,511 |
| 旅費 | 150,000 | 152,560 | 2,560 |
| 負担金 | 450,000 | 474,760 | 24,760 |
| 雑費 | 15,000 | 0 | △ 15,000 |
| 4.積立金 | 700,000 | 700,000 | 0 |
| 記念行事 | 200,000 | 200,000 | 0 |
| 運営積立金 | 500,000 | 500,000 | 0 |
| 5.予備費 | 5,361,892 | 0 | △5,361,892 |
| 当期支出合計(C) | 13,626,892 | 8,501,414 | △5,125,478 |
| 当期収支差額(A)-(C) | △4,496,892 | 990,847 | △3,506,045 |
| 前期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 5,487,739 | 5,487,739 |

平成3年度(第4期)収支予算書

自 平成3年7月1日
至 平成4年6月30日

| 収入の部 | | | |
|-----------|------------|------------|-----------|
| 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減△ |
| 1.会 費 | 6,000,000 | 5,880,000 | 120,000 |
| 2.事業費補助金 | 2,450,000 | 2,200,000 | 250,000 |
| 3.事業収入 | 600,000 | 200,000 | 400,000 |
| 4.手数料収入 | 852,000 | 650,000 | 202,000 |
| 5.雑収入 | 280,000 | 200,000 | 80,000 |
| 当期収入合計(A) | 10,182,000 | 9,130,000 | 1,052,000 |
| 前期繰越収支差額 | 5,487,739 | 4,496,892 | 990,847 |
| 収入合計(B) | 15,669,739 | 13,626,892 | 2,042,847 |

| 支出の部 | | | |
|-----------------|------------|------------|-----------|
| 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減△ |
| 1.事業費 | 4,050,000 | 3,250,000 | 800,000 |
| 研修・講習会等費 | 3,100,000 | 2,300,000 | 800,000 |
| 会報発行費 | 650,000 | 650,000 | 0 |
| 婦人部運営事業費 | 300,000 | 300,000 | 0 |
| 2.会議費 | 1,700,000 | 1,450,000 | 250,000 |
| 総会費 | 700,000 | 700,000 | 0 |
| 役員会費 | 400,000 | 350,000 | 50,000 |
| 委員会費 | 600,000 | 400,000 | 200,000 |
| 3.管理費 | 3,255,000 | 2,865,000 | 390,000 |
| 人件費 | 2,040,000 | 1,900,000 | 140,000 |
| 人事務局費 | 350,000 | 250,000 | 100,000 |
| 渉外費 | 100,000 | 100,000 | 0 |
| 旅費 | 150,000 | 150,000 | 0 |
| 負担金 | 600,000 | 450,000 | 150,000 |
| 雑費 | 15,000 | 15,000 | 0 |
| 4.積立金 | 1,300,000 | 700,000 | 600,000 |
| 記念行事 | 300,000 | 200,000 | 100,000 |
| 運営積立金 | 1,000,000 | 500,000 | 500,000 |
| 5.予備費 | 5,364,739 | 5,361,892 | 2,847 |
| 当期支出合計(C) | 15,669,739 | 13,626,892 | 2,042,847 |
| 当期収支差額(A)-(C) | △5,487,739 | △4,496,892 | △ 990,847 |
| 前期繰越収支差額(B)-(C) | 0 | 0 | 0 |

(社)石見大田法人会役員名簿

| 役職 | 事業所名 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|------|---------------|---------|-----|--------|
| 顧問 | 大田商工会議所会頭 | 波多野 親 | 大田 | 2-0765 |
| 会長 | 島根中央信用金庫 | 奥野 昌平 | 〃 | 2-0740 |
| 副会長 | (株)大島屋商店 | 和田 俊二 | 温泉津 | 5-2533 |
| 〃 | (株)富士ドライ | 鳴崎 忠夫 | 久手 | 2-0082 |
| 専務理事 | 大田商工会議所 | 森 吉 喜八郎 | 大田 | 2-0765 |
| 常任理事 | 東和建設工業(株) | 波多野 親 | 〃 | 2-0175 |
| 〃 | (株)中央計算センター | 渡邊 常弘 | 〃 | 2-2181 |
| 〃 | 中国税理士会石見大田支部長 | 中田 信雄 | 〃 | 2-5831 |
| 〃 | (有)布引商店 | 布引 進 | 〃 | 2-0619 |
| 〃 | (有)森崎窯業所 | 森崎 禎璋 | 温泉津 | 6-0111 |
| 理事 | (有)石東林業商会 | 松井 義夫 | 久手 | 2-8001 |
| 〃 | (株)平和商会 | 秋田 俊郎 | 仁摩 | 8-2001 |
| 〃 | 大田石油(株) | 難波 和夫 | 大田 | 2-1045 |
| 〃 | (有)小川呉服店 | 小川 徹 | 仁摩 | 8-2812 |
| 〃 | (有)世船電気商会 | 世船 富市 | 〃 | 8-2108 |
| 〃 | 浜覚肥糧(株) | 西村 禎二 | 久手 | 2-8314 |
| 〃 | (有)たけごし家具 | 竹腰 和夫 | 大田 | 2-0617 |
| 〃 | (有)依建設 | 依 隆 | 〃 | 2-2008 |
| 〃 | 大田マルキ(株) | 石田 弘行 | 静岡 | 4-8411 |
| 〃 | (有)和田食品 | 和田 正 | 大田 | 2-0190 |
| 〃 | 石東スズキ販売(株) | 火谷 光弘 | 〃 | 2-0678 |
| 〃 | 松井溜商店 | 松井 順一 | 長久 | 2-2111 |
| 〃 | (株)たけはら | 竹原 鐵太郎 | 大田 | 2-6081 |
| 〃 | 大田生コンクリート(株) | 堀 芳信 | 波根 | 5-7002 |
| 〃 | (株)青木組 | 勝部 謙吉 | 大田 | 2-0394 |
| 〃 | (有)小林造船所 | 小林 博通 | 温泉津 | 5-3131 |
| 〃 | (有)森山文弘堂商店 | 森山 成樹 | 仁摩 | 8-2930 |
| 〃 | (有)小川商店 | 小川 良知 | 温泉津 | 5-2636 |
| 〃 | (株)島根建材公社 | 寺戸 隆文 | 大田 | 2-0860 |
| 〃 | 石州水上産業(株) | 有間 隆 | 水上 | 9-0221 |
| 〃 | (有)芝尾瓦工場 | 芝尾 金男 | 〃 | 9-0201 |
| 〃 | 昭和技研(株) | 金川 昭 | 大田 | 2-1029 |
| 〃 | はたの産業(有) | 波多野 司 | 〃 | 2-0468 |
| 〃 | (有)仁万屋 | 石田 憲咲 | 〃 | 2-1050 |
| 〃 | 波多コンクリート工業(株) | 波多 志朗 | 久利 | 2-0778 |
| 〃 | (株)三谷設計 | 三谷 忠義 | 久手 | 2-8121 |
| 〃 | 若林酒造(有) | 若林 謙太郎 | 温泉津 | 5-2007 |
| 監事 | 白藤酒造(有) | 大野 孝雄 | 波根 | 2-2300 |
| 〃 | 林商事(株) | 林 基一郎 | 長久 | 2-1013 |

新役員及び
委員会メンバー決まる

通常総会において、新しく役員が決まり、後日の役員会において委員会のメンバーが決定致しました。以下、役員及び委員会の方々を紹介いたします。

事業運営分担表(平成3年8月より)

(社)石見大田法人会

| 委員会名 | 分担事業項目 | 最高責任者 | 担当副会長 | 委員長1名 | 副委員長1名 | 委員 | | |
|---------|---|-------|-------|-------|--------|---|---------------------------------|----------------|
| 総務委員会 | 1. 会員からの要望事項のとりまとめ研究 2. 会員増強と組織の強化 3. 諸会議の開催 4. その他本会の総務 | 会 長 | 奥野 会長 | 森崎 禎璋 | 大谷 光弘 | 波多野 親 松井 義夫 松井 順一 森山 成樹 | 中田 秋田 和田 和隆 林 基一郎 有間 隆 | 信雄 俊郎 正隆 |
| 広報委員会 | 1. 法人会会報の発行 2. 参考情報の拾集 3. 参考図書、資料等の周知と配布 4. その他 | 会 長 | 和田副会長 | 渡邊 常弘 | 西村 禎二 | 竹腰 和夫 世船 富市 波多野 司 若林謙太郎 石田 憲咲 | 小林 石田 三谷 三郎 寺戸 隆文 | 博通 弘志 義隆 |
| 事業委員会 | 1. 各種説明会 2. 講演会等の企画開催 3. その他、本会事業の企画開催 | 会 長 | 鳴崎副会長 | 竹原鐵太郎 | 大野 孝雄 | 布引 進 堀 芳信 小川 良知 金川 昭 芝尾 金男 | 難波 和夫 小川 勝部 波多 志朗 | 和夫 謙吉 志朗 |
| 福利厚生委員会 | 1. 経営者大型保障制度の推進 2. 経営者年金制度の推進 3. ガン保険制度の推進 | 会 長 | 鳴崎副会長 | 大野 孝雄 | 小林 博通 | 森崎 禎璋 松井 義夫 大谷 光弘 小川 良知 波多野 司 | 渡邊 常弘 竹原鐵太郎 世船 富市 有間 隆 | 常弘 太郎 志朗 |

平成3年度

納税功勞者表彰式

平成3年11月11日

去る十一月十一日、税を知る週間にちなみ、大田町「会館仁万屋」において、平成三年度納税功勞者表彰式が行われた。当日は、ご来賓として出雲総務事務所長、大田市長、温泉津町長、仁摩町長をはじめとして、各



団体長の方々のご臨席のもと、関係者総勢七十余名が出席して、厳肅且つ

盛大に挙行されました。真田総務課長の開会のことばに始まり、小野石見大田税務署長より、市築勢(有)斉藤文具店取締役、山尾悦己(山尾酒店店主)の両氏に「税務署長表彰」が、つづいて、大谷光弘(石東スズキ販売代表取締役、大野孝雄(有)白藤酒造常務取締役)の両氏に「税務署長感謝状」が贈呈された。又引き続き、納税貯蓄組合法施行四十周年記念感謝状贈呈式が行なわれ、森崎堤璋(有)森崎窯業所代表取締役、森山成樹

(有)森山文弘堂代表取締役、松井義夫(有)石東林業商会代表取締役、松場

夏夫(有)松田屋代表取締役、大草源司(有志学建設取締役)、福井登(料亭福の家店主)、石田弘行(大田マルキ代表取締役)、石田憲咲(有)仁万屋代表取締役、西山眞治(大田商工会議所経営指導員)の九氏に「税務署長感謝状」が贈呈された。又、納税貯蓄組合法施行四十周年記念「広島国税局長感謝状」を受彰された竹腰和夫(有)たけごし家具代表取締役)の受彰披露も併せて行なわれました。誠にめでたいこととお慶び申し上げます。

小野署長の式辞について、石橋出雲総務事務所長、熊谷大田市長、波多野商工会議所会頭、中田税理士会会長各位のご祝辞を頂いた後、受彰者を代表して山尾悦己氏より謝辞が述べられ、厳肅な内に閉会となりました。

祝賀会

午後五時より同会場において、祝賀会が催され、安松広島国税局管理課長(前石見大田税務署長)の乾杯のご発声のもと祝宴に入り、極めてなごやかな中に、宮原温泉津町長の万才で祝宴の幕がおりた。

納税貯蓄組合法施行四十周年記念
広島国税局長感謝状
竹腰 和 夫 氏
(大田市大田町)



- ・石見大田納税貯蓄組合連合会副理事長
- ・(有)石見大田法人会理事
- ・石見大田税務署管内納税協力団体連合会理事

稅務署長表彰

市 樂 勢 氏
(大田市大田町)



・(株)石見大田法人会婦人部会長
・大田市青色申告会婦人部会長

稅務署長感謝狀

大 谷 光 弘 氏
(大田市大田町)



・(株)石見大田法人会理事

山 尾 悦 己 氏

(大田市久手町)



・大田遼摩青色申告会連合会監事
・大田市東部青色申告会副会長
・石見大田小売酒販組合理事

大 野 孝 雄 氏

(大田市大田町)



・(株)石見大田法人会監事
・石見大田酒造組合副理事長

納稅貯蓄組合法施行四十周年記念

稅務署長感謝狀

森 崎 提 璋 氏
(遼摩郡温泉津町)



・石見大田納稅貯蓄組合連合会副會長
・温泉津町納稅貯蓄組合組合長
・(株)石見大田法人会常任理事
・石見大田稅務署管内納稅協力団体連絡協議会理事

森 山 成 樹 氏

(遼摩郡仁摩町)



・石見大田納稅貯蓄組合連合会副會長
・仁摩町納稅貯蓄組合組合長
・(株)石見大田法人会理事
・石見大田稅務署管内納稅協力団体連絡協議会理事

松 井 義 夫 氏

(大田市久手町)



・石見大田納稅貯蓄組合連合会副會長
・久手町納稅貯蓄組合組合長
・(株)石見大田法人会理事

松 場 夏 夫 氏

(大田市大森町)



・石見大田納稅貯蓄組合連合会理事
・大森町納稅貯蓄組合組合長
・大田遼摩青色申告会連合会理事

・大田市青色申告会副會長

大 草 源 司 氏

(大田市三瓶町)



・石見大田納稅貯蓄組合連合会監事
・三瓶商工振興納稅貯蓄組合組合長

福井 登氏
(大田市大田町)



・石見大田納税貯蓄組合
連合会監事
・中町納税貯蓄組合組
長
・大田市青色申告会理事

石田 憲 咲氏
(大田市大田町)



・石見大田納税貯蓄組合
連合会理事・青年部長
・(株)石見大田法人会理事

石田 弘行氏
(大田市大田町)



・石見大田納税貯蓄組合
連合会理事
・静岡町納税貯蓄組合
合長
・(株)石見大田法人会理事

西山 眞治氏
(大田市久手町)



・石見大田納税貯蓄組合
連合会事務局長

税のこぼれ話

宝くじぐーとーぐーハ

年末には、ジャンボ宝くじの抽選が行われますが、最初の宝くじは、昭和二十年十月、終戦直後に発売されました。当時は、一枚が十円で発売されました。

一等から四等まであり、一等は十萬円の賞金、副賞として当時はなかなか手に入らない純綿金巾がもらえました。

また、宝くじ券四枚で、やはり当時貴重品だった金鶏のタバコ一箱が贈呈されていました。

その抽選は、十一月十二日に日本橋のあるデパートでベートーベンの交響曲第五番「運命」が鳴り響くなかで行われたという事です。

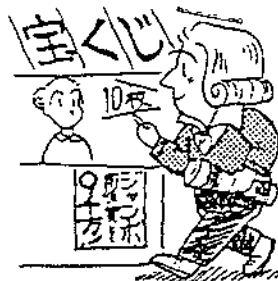
現在、宝くじは、ジャ

ンボの時代となり、賞金も前後賞あわせて一億円。その他にも、デラックスカー賞やマイカー賞なんていうものがあって、せめて一度は当たってみたいものです。

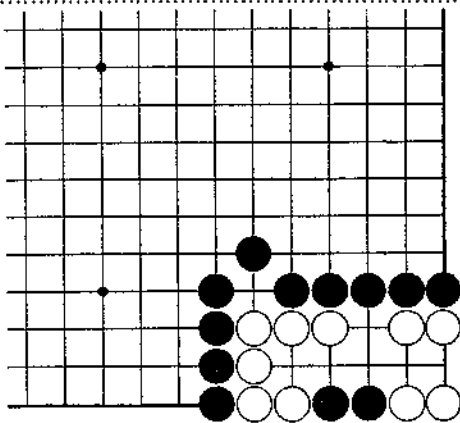
この宝くじの当せん金品について、課税の取扱い
は非課税
となっております。

これは、「当せん金附証票法」により所得税を課さないこととされているからです。

さて、今度の宝くじを買った貴方、抽選の「運命」やいかがになりますか、幸運を祈っております。



囲碁問題



黒先で白を殺して下さい

石見大田税務署の組織と仕事

平成三年七月十日から
国税局及び税務署の組織
が変更になりました。

今回の組織変更は、全
国的に行われましたが、そ
の概要は、次のとおりです。

一、広報体制の整備
税制改革を通じ、国民
各層の税に対する関心が
高まりました。

この高まりに対し幅広
く税に関する知識を提供
し理解を求めていく必要
があり、このような考え
方に基づいて、国税局及
び主要な税務署において
税務広報の体制整備を行
いました。

二、部門等の改編
事業者ごとに課される
消費税は、所得税や法人
税と密接な関連を有して
います。

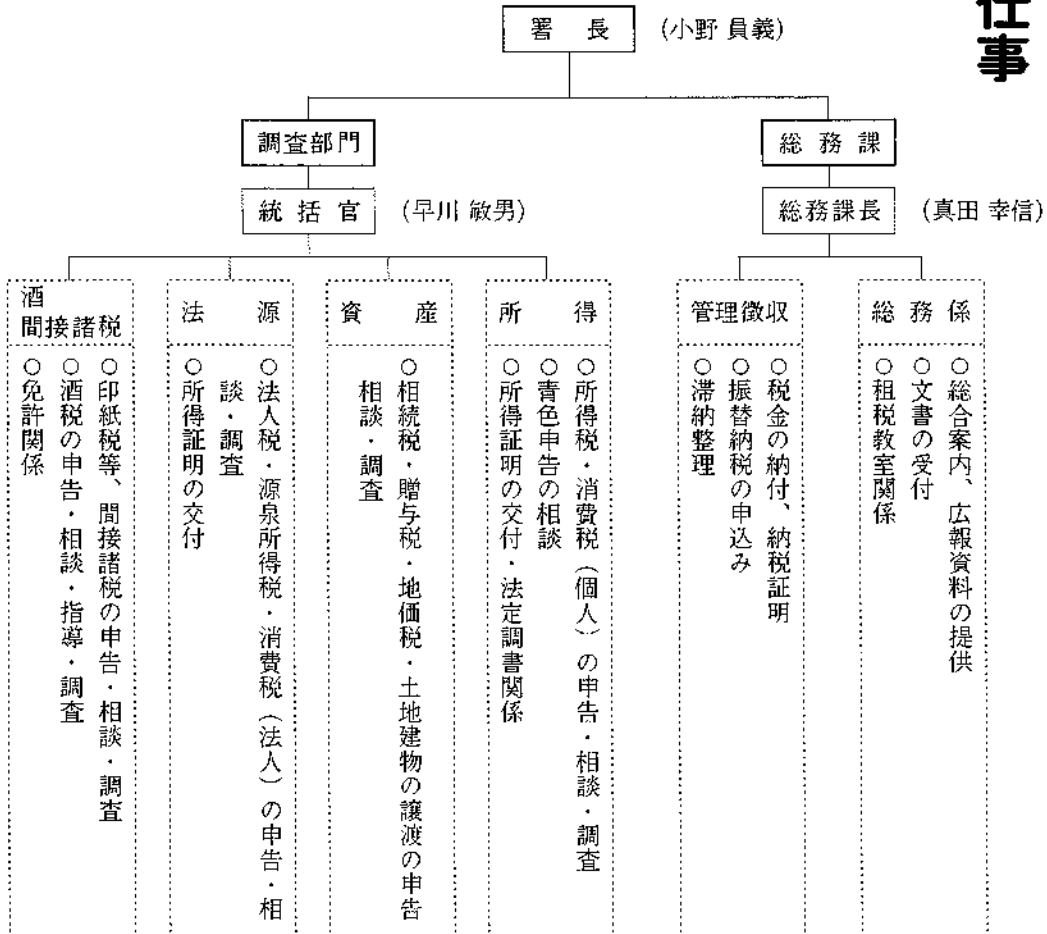
したがって、一体的に
処理していく方が、納税

者の利便という観点や、
事務の円滑化という観点
からも、適切であるとの
考え方に基づいて、従来
の税目別体制から個人・
法人という納税者別の体
制に再編成を行いました。

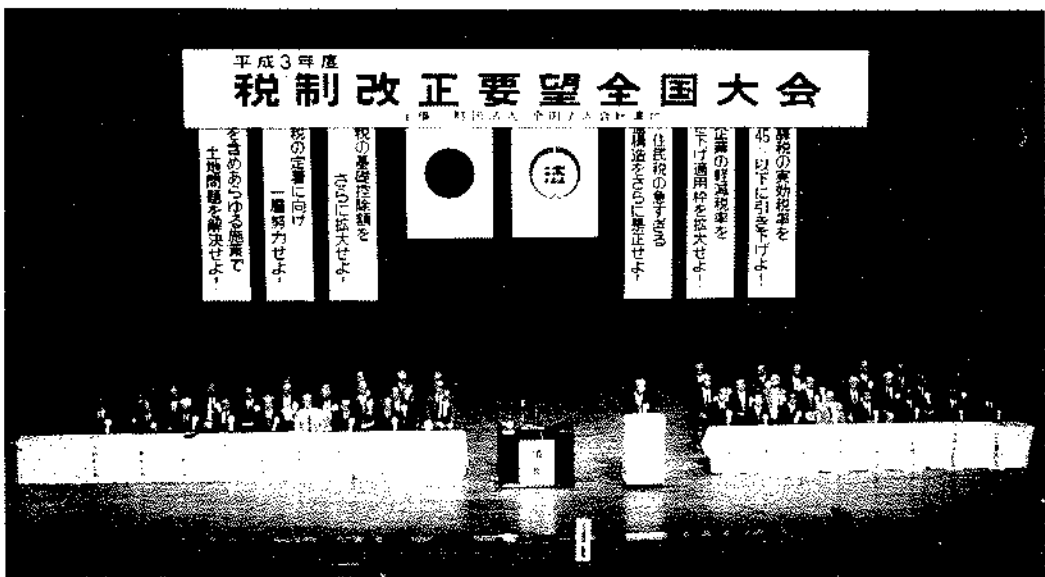
三、酒類行政・酒税関係
事務の執行体制の整備
酒類行政・酒税関係事
務について、従来の行政
水準を維持するとともに
これらの事務を適切に処
理するため、所要の執行
体制の整備を行いました。

国税局に酒類監理官、
主要な税務署に酒類指導
官を設置しました。(当署
関係では、浜田税務署に
酒類指導官が設置)

こうした組織変更によ
って、長年親しまれてき
た税務署の内部組織の名
称や窓口業務の担当部署
などが変わりました。



税制改正要望全国大会



平成3年度 税制改正要望全国大会

- 課税の負担率を45%以下に引き下げよ
- 企業の新設税率を下げ適用枠を拡大せよ
- 住民税の増やす議決を中止せよ
- 税の基礎は所得で、所得は所得で
- 税の重税に向け、一層努力せよ
- 土増徴を決定せよ

全国法人会総連合主催の、平成四年度税制改正要望全国大会が、九月二十五日、東京、日本青年館ホールで全国から一、四〇〇余名の会員並びに関係者の出席のもとに開催され、要望事項、決議を採択した。

大会は、第一部大阪大学教授の中谷巖氏による「日本型資本主義の将来」と題した講演会。第二部は、要望大会と続き、万歳三唱で大会を終了した。

以下税制改正要望に関する決議を列記した。

税制改正に関する決議

ここ数年にわたって進められた税制改革で所得、消費、資産のバランスのとれた税法系への道が開かれた。このことは、われわれの多年の要望に沿うものであり、評価できる。

しかし、消費課税や資産課税がまだ十分に整備・活用されないこともあって、所得課税への依存度

が相変わらず高いままになっていることは問題である。

とくに、法人の税負担はこれまでの改革によっても、国際的にみていぜん高い水準にある。経済の国際化が急進展しているこんにち、一國の税制も国際的整合性の観点からきわめて重要である。湾岸臨時増税の公約どおりの廃止は当然のこと、国際的平均水準への早期到達を目指して引き続き軽減に努力されたい。

納税意識の高揚と税務知識の普及に多年にわたり尽力してきた本会は、百十七万社に達する会員の総意として、右決議する。



藩主を罵る昔気質

かたぎ

石村 禎 久

寛永二十年（一六四三）

七月のある暑い日、会津若松から石見国に左遷となつた加藤明友と、家臣や家族五百人が、一か月余りの旅ののち、遍摩郡磯竹村大浦（大田市五十町）に到着した。

なぜ会津から、遠い石見にとばされたのか。

明友の父、明成は金銭欲の強い人だった。大判小判を収集してほくそ笑んでいる不気味な趣味をもち、昔気質の老臣、堀主水が見かね、たびたびきびしい意見をしたところ、それが気に入らず、明成は主水を追放したが、藩外へ亡命するとき

「あきれた殿様だ」

と罵つて、主水が若松城へ発砲したため、怒り狂つた明成は

「四十一万石を棒にふつても」

と主水の行方を追つた。逃げきれぬと悟つた主水は、明成の非をすしたため、訴状と共に幕府の大目付に名のり出た。幕府はけんか両成敗のため前で、主水の身柄を会津藩に引き渡し、主水は無残な斬首となつたが、幕府は内紛の責任をとらせ、石見銀山御料の一部、安濃郡二十か村、一万石を与え、まるで配流同然の左遷となつた。

明成は隠居し、あとを継いだ明友は領内を見て歩いたのち、大田北村の大沢（大田市駅の北東地域）が気に入って、陣屋を建てることにしたが、

大沢は水源が乏しく、水質も悪かつたので、吉永の辰山（大田市川合町吉永）に変更、重臣の藪半兵衛が指揮し、八月から藩館地の建設にかかつた。

藩館地は完成までに三年をついやしたが、明成はその間、大田南村の備前屋、幸田与右衛門方で過したが、明成は左遷の原因になつたのに、金銭欲は変わらなず、大判、小判の山を納戸に運びこんだところ、頑丈な床板がぬけ落ちたと伝えられる。

主君を罵る

明成の子、明友は一度だけ吉永に来ただけで、天和二年（一六八二）近江の水口に移封となるまで四十年間、奏者番とし

て江戸城で在勤した。このため隠居といいながら、明成は藩主と同じ実権を握っていた。

明成の近習役に藍草善兵衛という人がいた。善兵衛は明成のお気にいりの一人だったが、主水の哀れな殺され方や、貨幣のコレクションに熱中している主君の姿に、すっかりシラけた気持でいた。

いまの農林省農業試験場畜産部と、道路を隔てる吉永の辰山に、藩館地が出来上ると、明成は先頭になつて整備に当たっていたが、ある日のことだった。木の香も新しい台所に出かけた明成は、自分の好みでつくらせた十二基の大釜が並んでいるのを眺め、満足そうに

「どうだ善兵衛、この藩館地にふさわしいだろうが」

と、傍らの善兵衛に話しかけた。日ごろから主

君の悪趣味を嫌っている善兵衛は、つくづく宮仕えがいやになつたのだから

「せっかくですが、この釜は、四十一万石ならお似合いですよすが、一万石では、ふさわしいとは思いません」

と、遠慮のない言葉を返した。さつと顔色を変えた明成は、近くにあらた杵をふりあげ、大釜を次々にたたきこわしてしまつた。驚いた他の近習たちは

「ここにいてはまずい」といつて善兵衛を台所から押し出した。善兵衛はそのまま家に帰らず、こうふんした足どりで、いつかに三瓶山ろくの池田まで歩き、いづれ上意討ちの追っ手がくるに違いないと、池田で一夜を明かしたが、明成を諫める者がいたのか、吉永藩士の姿は見えなかつた。

善兵衛は侍を廃業

善兵衛は三瓶山のふもとをまわり、飯石郡の頓原から赤名へ出て、広島を目ざした。

広島では磨屋に泊った。磨屋は、宿屋をしながら刀剣を研ぐのを商売にしていたらしい。善兵衛が刀剣を研ぐ主人と、店さきで雑談をしていたころ、広島藩の侍が訪れ、刀を抜いて主人に見せたのち、手入れを頼んだ。刀を見たところ、ふだんの手入れを怠り、大切な刀を粗末にしているらしいようすなので、善兵衛は声をたてて笑った。侍は

「なぜ笑う。自分の刀によほど自信があるようだ。あなたの刀を見せなさい」

顔色を変えてつめよるので、善兵衛は仕方なしに刀を見せたところ、丸刃の刃引きだったところ

から、いよいよいきりたち

「他人の刀を笑えた義理か、私と立ち会いなさい」

という。立ち上った善兵衛は、近くの広場まで出かけて刀をあわせたが、善兵衛にはまるきり相手を打ちこむようすがなく、侍が斬りこんでも、斬りこんでも軽く払いのけ、まるで勝負にならない。劍の達人と知って驚いた侍は

「あなたが私を笑ったわけが判ったような気がする。私の短気を許して下さい」

と謝って立ち去ったが、その侍は好人物だったらしく、間もなく広島藩内ので、恐ろしいほど腕のたつ浪人がいる——といって大評判になった。このことが藩主の浅野光晟の耳に入り

「ぜひ召し抱えたい」

といって磨屋へ、城から使いがやって来たが

「自分は王家を見限つて、こちらから暇をとつた者、もう二度とあるじを持つとうとは思いません」

といって、間もなく広島を立ち去った。のちに大坂で善兵衛を見かけた人がいたという。この人は武芸に非凡な腕前をもち、曲つたことが出来ないう朴直な性格だった。明成は案外に、こんな性格に好意をもっていたのかもしれない。

加藤明成は安濃郡に入国すると間もなく、静間川の周囲に新田をつくり、川除奉行を設け、雨期には絶えず巡回をしていたので、堤防が決壊するようなことはなかった。

静間川の護岸工事のとき、明成は工事人夫の集まりが悪いのに、いらだつて、藩士に土運びを命じたとき、善兵衛は遠慮

をするようすが無く

「藩士にはプライドがあり、職分を尊重しなければ、主君のために一身をなげうつ気概が失われる」



加藤氏が陣屋をつくる予定だった大沢地区

といって直言したりしている。だが、たび重なる明成のいいかげんさが、大釜の一件で、善兵衛のがまんも限界に来たものらしかった。

消費税のワンポイント

はじめに

消費税法の一部が改正され、平成三年十月一日から施行されたことは既報（第二十一号）でもお知らせいたしました。

改正された主な点は、

- ① 非課税範囲の拡大
- ② 簡易課税制度の改正
- ③ 限界控除制度の改正
- ④ 中間申告・納付制度の改正、の四点です。

以下、本稿では、簡易課税制度の改正について特にその事業区分を中心として説明したいと思えます。

(一) 事業区分の必要性

改正前の簡易課税の適用に当たっては、主として卸売業を営む事業者については九〇%のみなし仕入率を、その他の事業者については八〇%のみなし仕入率を、その事業

者の課税標準額に対する消費税額に乗じて、仕入に係る消費税額を算出することとされてきました。

しかし、改正後の簡易課税の適用に当たっては、その課税期間の課税売上高を第一種事業から第四種事業までの四種類に区分した上で、それぞれ第一種事業から第四種事業の課税売上高に係る消費税額に、みなし仕入率（九〇%、六〇%）を乗じた金額を、第一種事業から第四種事業の課税売上高に係る消費税額の合計額で除し、その率を課税標準額に対する消費税額に乗じて、仕入に係る消費税を算出することとされました。

従って、仕入に係る消費税額を算出する場合には、それぞれ資産の譲渡

等ごとに、事業の区分を行うことが必要となりました。

(二) 事業区分の考え方

事業の種類が区分されているかどうかの判定については、その事業者の帳簿に事業の種類を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法のほか、次のような場合であっても、区分されているものとして、取り扱われます。

(1) 取引の原始帳票等である納品書、請求書、売上伝票又はレジペーパー等に事業の種類又は事業の種類が区分できる資産の譲渡等の内容を記載し、事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

(2) 事業場ごとに一種類の事業のみを行っている事業者にあつては、その

事業場ごとの課税売上高を基礎として事業の種類ごとの課税売上高を計算する方法

(3) 第一種事業から第四種事業のうち、二種類以上の事業を行っている事業者が、その二種類以上の事業のうち一の事業に係る課税売上高のみを区分していない場合には、

課税売上高の合計額から課税売上高を区分している事業に係る課税売上高の合計額を控除した残額を、その区分していないの事業に係る課税売上高として取り扱って差し支えないものとされています。

(三) 事業区分をしない場合

(1) 全くしない場合

二種類以上の事業を営む事業者が事業を区分しない場合には、その区分

しない売上については、区分しない事業のうち最も低い事業に係るみなし仕入率が適用されます。

(2) 一部を区分しない場合

課税売上高の大部分については区分し、残りの部分については区分していない場合には、前記(二)の(3)の場合を除き、その区分している課税売上高は区分されたところにより、区分していない部分の課税売上高については、区分していない部分に含まれる事業の種類のうち、最も低いみなし仕入率を適用して、計算を行うこととなります。

(渡辺税理士)



企業訪問

我社の経営方針

大田生コンクリート株式会社



代表取締役 堀 芳 信

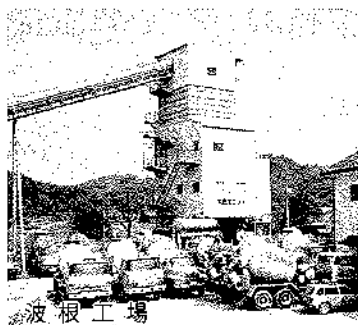
(資本金 二、〇〇〇万円)
従業員 四一名

当社は昭和四十一年に創業しました。設立当時の従業員は八名で、現在まで残っている者は三名であります。創業時はまだ「生コン」が一般に理解されておらず、営業担当者は大変苦労したものです。注文の無い時は、工場裏を流れる波根川で魚釣りをしていたことも、たびたびありました。今になって当時を想うと、夢のような気がいたします。わが社の基本方針は、人間尊重を基調とし、社会環境に適応した、調和

ある活動によって、安定的成長と発展を目指す。としております。

創業以来生コンクリートの生産一筋に、熟練した技術と良質新鮮なセメント、選別された優良な骨材を調査して、常に顧客の立場に立って安心出来るコンクリート作りに努力しており、生コンは受注産業ですから、注文を受けてから、配合設計通りにプラントに指示し、材料の砂、碎石、セメント、水を自動計量によって正確にコンピュータ

で制御して練り混ぜをし、搬入することになります。打設現場までの距離は、工場から車で六十分の範囲であり、打設終了まで九十分という時間が日本工業規格で定められておりますから、遠方への販売は出来ないこととなります。このように販売範囲の限られたものであるがために、生コンの需要が、この範囲の中で発生しないと経営が苦しくなるという心配が生まれます。品質管理面では島根県生コンクリート工業組合の定期監査が



波根工場

あって、生コンの品質に厳しい検査が行なわれます。又、通産省の技術振興課の立入検査が買取りの形で実施され、生コンの品質については、ただ生コンを練り混ぜて売ればよいということにはならない。長期的な、半永久的な構造物を造る材料であるため、その品質の検査は長い経験と学問的な数値によって判断され難しいものであります。

そのため、わが社では、日本コンクリート工学協会認定のコンクリート主任技士を三名、コンクリート技士を四名配置して対応しておるところであります。昭和四十七年、あの大水害の災害復旧工事が第一次オイルショックのため、セメントの入荷が思うにまかせず、遅延する 때가ありましたが、宇部興産本社へ社長、



専務、工場長は数度にわたって陳情に出かけ、セメント確保に努めた時期もありました。伊智町へ生コン工場を新設したのも、この時期であります。災害から一日も早く復旧するために、地元住民の人の協力をより目的を達して参りました。創業以来二十五年を振り返り、新たな決意のもとに品質の向上、企業体質の改善に努め、健全な経営を心掛け地域発展のため貢献したいと念願しております。皆様の変らぬご愛顧お引立てを賜りますようお願い申し上げます。

中国地方法人会連合会長との対談

【司会】今年も十一月十一日から「税を知る週間」が始まっているわけですが、はじめに、局長からこの週間についてのお話をいただ

氏 博 暢 末 森
氏 次 郎 原 篠
氏 氏 氏 氏

出席者

広島国税局長
中国地方法人
連合会会長

森末暢博氏
篠原康次郎氏



篠原康次郎氏

きたいと思えます。

【局長】例年のとおり、国税庁をはじめ、国税局、税務署では、十一月十一日からの一週間を「税を知る週間」として、様々な行事を実施いたしております。

この週間は、昭和二十九年に「きがねのない税務署運動と納税者の声を聞く月間」としてスタートし、現在の「税を知る週間」の名称としたのは昭和四十九年からとなっており、今年で十八年目を迎えることとなります。

この「税を知る週間」は、国民の皆様方に「税」とい

うものを身近なものとして考えていただくために設けているもので、「この社会あなたの税がいきている」を標語としております。本年の行事の実施に当たりましては、「暮らしを支える税」をメインテーマとしており、税に対する正しい理解と認識を持つていただくために、各種の催しやテレビ、ラジオ、新聞等を通じて税の仕組みや使い道などの周知に努めております。

しかし、この週間を通じてだけでなく、平素から国民の皆様方に税に対する関心と理解を持つていただきたいというのが、私も税に携わる者の願いでございます。

【会長】局長がお話しされたように、税の仕組みや使い道を正しく理解することは非常に大切なことだと思います。

私も法人会も、申告納税制度の定着を目指し、会員の税知識の普及を通じて、

納税道義の高揚を図るために事業活動を行っておりませんが、この週間に催される行事等を契機に、より一層充実した活動を進めたいと思っております。

【司会】それでは、局長から財政・税制改革についてお話しを伺いたいと思います。【局長】御承知のとおり、我が国の財政は、依然として多額の公債発行残高を有するなど厳しい状況にあるため、引き続き財政改革が強力に推し進められていくところであります。

本年度におきましては、地価税の創設、消費税の見直しなどを中心とする税制改正が行われたところであり、現在、私もはこれらの税につきまして、制度の周知を図るなど、納税者の皆様方が自ら適正な申告と納税を行っていただくことができませんよう、環境の整備に努めているところであります。

本年で三年目を迎えた消

費税につきましては、個人事業者及び法人の二回目の申告・納付も順調に推移してきており、着実に定着してきていると考えております。税に対する国民の皆様方の

の関心は、ここ数年來の税制論議及び先般の税制改革により、これまでになく高まりを見せており、適正・公平な課税の実現が一段と強く要請されてきております。

一方、私も税務行政に携わる者といましては、適正・公平な課税の実現に一層努力し、更に国民の皆様方に信頼される税務行政を確立するよう決意を新たにしているところであります。

現在の申告納税制度の下におきましては、納税者自身による正しい申告と納税が建前となっております。税の主役である納税者の方々はもちろんのこと、広く国民の皆様方の税に対する正しい御理解と積極的な御協力が不可欠であります。

今後とも、一納税は市民社

と局長国税島広



森末楊博氏

会のルール」であるということについての国民各層の御理解をいただくために、

法人会をはじめとする関係民間団体の御協力を賜りたいと願っております。

【司会】次に会長から法人会の現状についてお話をいただきます。

【会長】それでは最初に、法人会の組織と活動状況について申し上げます。法人会は、全国組織としての財団法人全国法人会総連合（全法連）があります。広島国税局管内では、各県法人会連合会（県法連）を指導している中国地方法人会連合会（中法連）があり、各県単位で県法連があります。

それに活動の一番基礎となる各地区単位法人会があります。

全法連の平成三年六月末現在の会員数は約百七万社で、加入割合は六十二％を占めるという大変大きな組織となっております。

また、中法連は、昭和五十年に中国五県の県法連で組織され今日に至っていますが、その会員数は約七万社で、加入割合は五十七％となっております。

次に、法人会の活動状況であります。現在、中法連では、「健全な納税団体」であると同時に「良き経営者たらんと願うもの集まり」であることを基本理念

として、三つの重点目標を掲げております。

その第一には「申告納税制度の確立」、第二には「相互信頼に立った円滑な税務行政への寄与」、第三には「企業経営の健全な発展」であります。

このため、各地区の単位法人会を主体として、税務署、税理士会支部、商工会等などと緊密な連携を保ちながら、会員増強運動、税務・

経営に関する講習会や講演会の開催、税務当局との連絡協議会等の活動を積極的に推進しております。

また、県法連では各単位の事業活動を指導するとともに、昭和五十五年からモデル法人会事業を行っております。

これは、県法連がモデルとなる法人会を指定し、指定された法人会が目標を定めた事業活動の研究・実践を二年間行い、その成果をモデル法人会研究発表会で発表し、法人会全体のレベルアップを図っております。

【局長】ただいま、会長から法人会の活動状況などについてお伺いし、大変心強く感じております。

【司会】法人会の今後の方針と要望について、会長からお話し願います。

【会長】第一には、法人会の永遠の課題であります会員の増強を図ることです。

これは、財政基盤を確立すると同時に、「良き経営者たらんと願うもの集まり」として事業活動をより活性化して、一層魅力ある法人会とするために最も重要なことであると考えています。

このため、全国平均加入率を達成すべく、組織の拡充強化に向けて活動を推進してまいりたいと思っております。

第二には、法人会の社団化の推進です。現在、広島国税局管内の社団化法人会は四十六会あります。来春までに四会が社団化の予定であり、実現すれば広島国税局管内の各地区の単位法人会すべてが、社団化とな

るわけであり、私どもの長年の願いが達成されようとしておりますが、引き続き、御指導、御支援をお願いいたします。

【局長】会員増強につきましては、私どももできるだけの支援を行ってまいりたいと考えております。また、社団化の推進などにつきましても同様と考えております。

私どもが、法人会に寄せられる期待は大変大きなものがあります。「法人会に入っ

よかった。」という会員が増えるよう、法人会の発展と充実を期待しております。

このことが、地域社会で指導的役割を果たしておられる会員の皆様方を通じて、納税道義の高揚につながるものと確信しております。

【会長】お話のとおり、「良き経営者の団体」として魅力ある事業活動を通じ、法人会の大きな目標である納税道義の高揚を図っていき

たいと考えています。

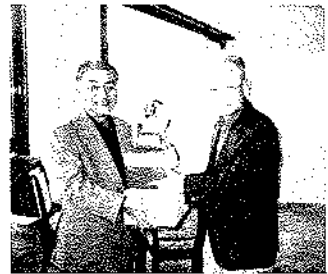
【司会】本日は、どうもありがとうございました。

会員親睦ゴルフ大会開催



第十三回会員親睦ゴルフ大会が十月二十六日(第四土曜)大社カントリークラブ、華蔵・国引両コースで参加総数二十八名で開催された。今回は新しく増設された華蔵コースからのスタート。和田俊二副会長、大同生命浜

田営業所川口精一所長の二人同時試球式をかわきりに熱戦の火蓋が切られ、朝日が逆光となる一番ホールを緊張気味の選手たちは次々にスタート。華蔵コースは現在土、日曜日の特定使用のためか、未体験者も多く、距離に悩み、コース変化にまどい、グリーンで苦しむラウンドとなったようだ。中でも林幸則氏の39は素晴らしい出来で、40台を維持出来たのは十名程度、残りは50、60台が占めた。景観随一を誇る華蔵コースの景色を楽しみゴルフできるまでに、今少し時間が必要のようだ。さて食事を



終えると馴れた国引コース。選手諸兄余裕を見せてスタート。当日六番ホールでホールイン・ワンを達成した水田哲夫氏の39をはじめ、40台は二十名が増えた。歩き馴れた成果がはつきり見える。いずれにしても一喜一憂の中で選手たちはゴルフ日和に充分ゴルフを満喫できた様子であった。選手の皆様、次回に向けて日頃の練習を怠らないように！頑張ってください。

優勝者よるこびの声
波多志朗氏
波多志朗氏
「今日はどうもありが



とうございました。初めてラウンドした華蔵コースで最近ではめずらしいベストスコアが出たのが勝因になったと思います。今日気分も良いし調子も良かったのでしよう。運にも恵まれてこうした結果になりました。また同伴者の皆さんの友情が大きな助けとなったことも事実です。早速スキ焼パーティーでも開きたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。」

成績発表

競技終了後クラブレストランで成績発表、表彰式が行われました。

- 優勝 波多志朗
 - 準優勝 山崎 洋
 - 三位 水田 哲夫
 - ラッキー 市村 省吾
 - 当日賞 勝部 哲男
 - B賞 谷 定行
 - メーカー 丸山 敏雄
 - B賞 山崎 洋
 - DC賞 川上 道夫
 - 川上 道夫
 - 大畑 実成
 - 宇谷 達雄
 - DT賞 本田 鉄市
 - 和田 俊治
 - NP賞 波多野 司
 - 渋谷 仁
 - 森崎 定弘
 - 堀 恒夫
- 顔ぶれも新たに、以上の方々が表彰を受けられました。おめでとうございませす。次回も期待しています、頑張ってください。

バレリーナ打法で HOLE IN ONE!!

大社CC国引コース六番ホールの快拳

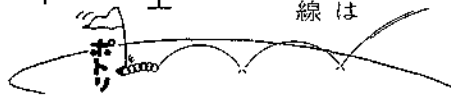
(株)大島屋商店 水田哲夫氏

会員親睦ゴルフ大会も今回で十三回目を迎えました。大会開催のたびに世話役として活躍をしてこられた水田哲夫氏(国引コース六番ホール(一六六ヤード)で快拳ホールイン・ワンを達成、本大会に歓喜と感動の嵐を吹きあらし、参加者会員の絶賛と祝福を受けられました。

成績でのラウンドでした。しかし休憩昼食時の生ビールが効いたのか、見違ふ程の蘇生ぶりで国引コースでは、あのバレリーナ打法の真価を発揮、同伴者から溜息が出る程の快進撃。ついに茶店下の六番ホールで決定的瞬間と相成りました。



ハプニングが生まれた六番ホールは、一六六ヤードの打ち降ろしのショートホール。順風の中、水田氏は五番アイアンを華麗に打ち込み、フィニッシュは例のバレリーナスタイルを残し飛び出した白球はピン方向に一直線「はいるな!!」の水田氏の懇願と絶叫もむなしく白球はグリーン上に、ワンバウンド、ツーバウンド、スリーバウンドして、するするするっと転がり、ポトリッとカップの中へ。「おめでとう!!」同伴者の宮本誠、大畑実成、竹原鐵太郎、三氏の祝福もうわの空、「何ってことをしたのだ」と水田氏、頭をかかえたとか、



かかえなかったとか。水田氏のここまでのスコアは、3オーバーだそうだから、一挙に1オーバーの素晴らしいスコアメーカーと賞賛せすにはおれなところですよ。誰にでも起こり得るホールイン・ワンの出来事、大会十三回目にしての珍事として大いなる拍手を送りたいと思います。



ホールイン・ワンの印象を伺ってみました。

水田氏のホンネ

「ホールインワンの瞬間のコメントをという事ですが正直私は各地区のゴルフ同好会に入会している関係でホールインワンをすれば大事だと日頃から感じていましたので大変な事をしてしまったと思います。ボールの方向がピンに近づくのを見て「入るな! 止まれ!」と大きな声で祈りました。あまり大きな声を出したものですから前の組の四人の方が立ち止まってボールの入るのを確認して万才をされた瞬間ハナヘナと座り込んでしまいました。けど今振り返って見ますと私ごととき者のために世話人の方々に一生懸命お世話いただいた大変光栄に感じ幸せを噛み締めています。」

質問帖

【質問】固定資産について支出した修理改良費について資本的支出であるとして損金処理が否認される場合がありますが、修繕費と資本的支出の区分について税法の規定と法人税基本通達の取扱いのあらましを説明してください。

【回答】固定資産を取得して事業の用に供した後においてその資産につき追加的に支出する費用には、その固定資産の維持費・管理費・補修費・移設費・増設費等があります。このうち、資本的支出とは、増設費の様にその固定資産の価格を増加させるもの等をいい、取得価額に加算して減価償却をすることとなります。

これに対し修繕費とはこれらの費用のうち、その固定資産の維持・管理のために、通常支出する費用をいい、その支出時に損金の額に算入されません。

法人税法施行令一三二では「資本的支出」を次の①または②に該当するもの（いずれにも該当する場合には、その多い方の金額）と定めています。
①支出金額のうち、その支出によってその固定資産の取得の時に比べて通常の管理または修理をするものとした場合に、予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額。
②支出金額のうち、その支出によってその固定資産の取得の時に比べて通常の管理または修理をするものとした場合に、予測されるその支出時のその資産の価額を増加させる

部分に対応する金額。しかし、現実には使用可能期間の延長部分や価値の増加部分の算定は、実務上困難な場合が多いので法人税基本通達では資本的支出及び修繕費の例示を次のように掲げています。

（資本的支出の例示）
①建物の避難階段の取付など物理的に付加した部分に対応する支出金額。
②用途変更のための模様替え、取替えなどの改造または改装に直接要した金額。
③機械の部分品を特に高品質または高性能のものに取替えたような場合における取替費用のうち、通常の取替えに当つて要する取替費用をこえる部分の金額。
（修繕費の例示）
①建物の移えい費用及び旧資材の七〇%以上がその性質上再使用可能なた

め、その旧資材をそのまま使用し、かつ同一の規模、構造で再建築する建物の解体移築の費用。
②機械装置の移設費（集中生産や立地条件の改善のための移設費は除く）

③地盤沈下した土地（新たに取得したもの及び評価損をしたものを除く）の原状回復をするための地盛りの費用。
④現に使用している土地の水はけをよくするため

の砂利、碎石などの敷設費用や砂利道に砂利、碎石などを補充する費用。
また、昭和四十四年の

法人税基本通達の改正のときに、法令の解釈上疑義がなく条理上明らかであるため特に通達として定める必要がないとして廃止された旧法人税基本通達に、修繕費が次のように例示されています。
①家屋又は壁の塗り替え
②家屋の床のき損部分の

取替え。

③家屋の畳の表替え。

④き損した瓦の取替え。

⑤き損したガラスの取替え又は障子、ふすまの張替え。

⑥ベルトの取替え。

⑦自動車のタイヤの取替え。

以上資本的支出と修繕費について概説しましたが、この判定を誤りますと税務調査の際、国税地方税を合せて約六〇%程度（中小法人等で年間の所得金額が八〇〇万円迄は約四〇%程度）が課税されることとなりますので御注意頂ければと思います。



税を知る週間行事

自11月11日～至11月17日

＝ 地区別ミニ税金フォーラム ＝

今年度も第3回地区別ミニ税金フォーラムが東部、西部の両会場で開催されました。

地区別に「意見交換会」としてスタートしたこの行事も14回目に当たり、二年前よりクイズ式の形を取り入れ、気楽な雰囲気での進行が図られるようになり、以前より活発な意見の交換が見られ、また成績優秀解答者には奥野会長より賞品が贈られるなど、会場も盛りあがって出席者からも大変好評でありました。

以下西部地区の概要は次の通りでした。

西部地区

| | |
|------|--------------------------------|
| と き | 11月15日 午後2時より |
| 場 所 | ますや旅館（温泉津町） |
| 出席者 | 石見大田税務署 小野署長、早川統括官、 上埜上席調査官 |
| 税理士会 | 勝部税理士、桃木税理士 |
| 会 員 | 33名（内、女性6名） |



開会に当たり奥野会長より、出席会員の皆さんに法人会事業活動へのご協力に対してのお礼と、税の理解と納税意識の高揚を図る本日のこの会が堅苦しくない、気やかな会であって欲しい……との挨拶。

続いて小野税務署長より、11月11日より一週間は、税を知る週間であり、その一環として本日は、地区別ミニフォーラムを開催して頂き、これらを通じて税を少しでも理解をして頂きましたのご挨拶を頂いた。

税制改正について、早川統括官より消費税改正のポイントと題して、パンフレットにより説明があった。またビデオ上映「ここにも税が生きている。」は我々の納税した税金が国民生活のなかで、いかに有効に使われているかが、あらためて認識出来ました。

フォーラムでは事前に準備された設問集から読み上げた問題を参加者全員が正しいと思う答をナンバープレート（1又は2）でもしくは挙手（3）により表示して解答していく方法で10問の問題が出されました。設問の内容は所得税、印紙税、贈与税、地価税のこと、また変わったところで、ごまかし所得の不正発見率のワースト3業種はとか、身近な問題を中心に出题された。問題の解答についてはその都度、税理士先生、税務署の正解発表と説明が加えられ、関連



して参加者より質問も積極的に出て質疑応答も活発になされる等、大変有意義なフォーラムでした。最後に解答優秀者として日本シロカ工業の布引貴志さん、井上鉄工所の井上緑さん（女性）、温泉津運送の堂前実男さんの三人に奥野会長より賞品が渡され、楽しく和やかな中に終了し、引続き懇親会に移りました。年1回の懇親会では酒を飲み交わしながら、今日の設問に関連した話題に話も弾み、盛会のうちに散会した。

去る十一月十四日、午後二時、出場チーム全員が揃い、和田副会長の高らかな開会宣言により、「第五回クイズ面白ミナール」の幕は切つて落とされた。奥野会長挨拶、竹原事業委員長の主旨説明と続き、第一回より毎回総会司会を引き受けて頂いている、波多野司氏の審査員団の紹介で面白ミナールは、いよいよ開幕した。

この面白ミナールは十一日より十七日までの「税を知る週間」の行事の一環として昭和六十二年より当法人会主催による、クイズ形式の税の勉強会である。今年も大田市、邇摩郡より、職場、団体、組合、同業者など広く住民の中から選手団十六チーム（四十八名）と、その応援団、参加総数約九十名の熱気の中でゲームは進行していった。

前半は全問選択式で、各五問ずつを四チーム一組で四回戦、後半は得点の順にチーム編成をして記述式問題を一問混じえ

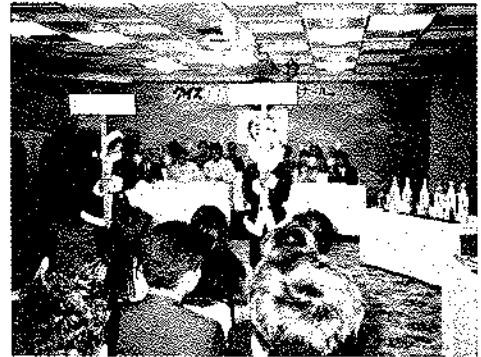
第5回 クイズ おもしろ税ミナール開催

税金博士に石井文子さん

の五問でまた四回戦。各チーム合計十問の総合得点を競う。一問終る毎に、審査員の正解発表、スタッフの日ま苦しい集

計と繰り返されてゆく。選手、審査員、スタッフ、会場内全員緊張の連続、時折の冗談を混じえた軽妙な司会でアツという間の四時間であった。

毎回ながら、税務署、商工会議所、両方の職員の方々に由る楽しくも難しい名問題は年々水準も高まり、出場者全員に知らず知らずの内に税に関心を引き、効果的な税の勉強会、文字通りのゼミナールになった一日でありました。今回特筆すべきは、初の女性税金博士石井文子さん（大田商工会議所婦人会）の誕生でした。おめでとうございます。この面白ミナールも本年で五回目を迎え、当地の恒例行事として住民の間にすっかり根を下ろした様である。



結果は以下の通り。

個人の部

- 優勝 石井 文子さん
 (第五代税金博士)
- 準優勝 森山 聡さん
- 第三位 三宅 雄二さん
- 次点 花田真智子さん
- 優体の部
- 優勝 大田商工会議所
 婦人会(通算二回目)
- 準優勝 大田料飲組合青年部
- 第三位 中央しんきん
- 第四位 税金丸(小林造船所)
- 第四位 石東スズキ販売
- 第六位 大田市役所
- 第七位 商和会
- 第八位 パルレデイス
- 第九位 大田生コン
- 第十位 大島屋商店
- 第一位 橋南開発
- 第二位 大田市青色申告会婦人会
- 第三位 大田町婦人会
- 第四位 地酒メーカー
- 第五位 サンボーイズ
- 第六位 ごうぎん



石見銀山・根ほり葉ほり

絵巻物から見た

鉾山用語の面白さ

石村 禎久

大田市大森町の榊中村
ブレイス社長、中村俊郎
さんは、かねて秘蔵の石
見銀山絵巻（三巻）佐渡
金山絵巻（一卷）を、最
近公開され、連日沢山な
人が「なかむらホール」
を訪れた。私も二つの絵
巻を初めて、じっくり眺
める機会に恵まれ、色々
な考えに浸された。
いまは余り使わなくな
ったが、私たちの生活用
語に、鉾山用語が数多く
見られるのを、絵巻の中
から再認識させられた。

鉾山の坑内は、働く者
にとつて地獄である。
陰暦の正月と、七月十
六日は、閻魔の斎日とい
い、地獄の釜の蓋（口）
があき、亡者も責めを免
れるといひ伝えていたが、
鉾山（地獄）はこの日は
休みなので、坑夫も釜の
口から解放される。この
ことが、地獄の釜の蓋が
開くに転化したのだ。
「筋金入り」とは、し
っかりした人物のことを
いうが、この「自然金」
についての鉾山用語が、
金を含む鉾石のように、
すぐれた人という言葉で
表現されるようになった。
佐渡では金、銀、銅な
どを分離するのに、ねこ

流しという選別方法を行
なっている。角度を十度
にしたねこ板に、木綿を
敷き、水と共に鉾石の粉
を流し、金や銅の比重の
違いを利用して選別する。
このねこ板の最上段にい
る女性を「ネコババ」と
いう。品物や金をくすね
ることをネコババするとい
うのは、鉾山のネコババ
が、ときどき金や銀をく
すねたことから、一般社
会でも使うようになった。
「なかむらホール」で、
絵巻物の解説に当たった
とき、ネコババのところ
は、皆さんの笑いを誘った。
「石見銀山」銀掘り
（下財）の補助役を「手
子」という。
一般社会では、思うよ
うに事が進まず、苦しみ
のを「てこずる」という。
これは銀掘りを助けて
銀を掘る手子が、堅い岩
にぶつかって苦しむ、つ
まり「手子摺る」が語源

である。
銀山では鉾脈のことを
「鉾」という。一般社会
では、家柄のいい人のこ
とを「つるがいい」とい
ったり、優秀な牛の血統
を「蔓牛」と呼んだりし
ていた。これもよい鉾脈
のことを、よい血統（血
脈）と同義語として使わ
れるようになった。
石見銀山で、最もよい
鉾を佐藤鉾といい、大正
十二年に、銀山が廢
山となるまで掘られ
た。
絵巻物の鉾脈図で
は、枳知谷に鉾脈
（鉾）が集中し、数
十条の脈は東から西
へ、鮮やかな鉾紋と
して描かれている。
鉾山の採掘場のこ
とは「切羽」（せつ
ば）というが、これ
も堅い岩石に阻まれ
て、銀掘りたちが、
追いつめられたよう

な気分になる。つまり「せ
つば（切羽）づまる」とい
う言葉で、一般社会で通
用するようになった。
この他、銀山では鉾石
を掘る坑のことを「間歩」
というが、江戸時代の遊
女の情夫のことを間夫と
いうのと同義語である。
鉾山用語を探究してみ
ると、生活用語になつた
のがこうして沢山あるの
に驚かされる。



石見銀山絵巻・精練の図（写）

全国育樹祭を終えて

大田市総務部 市長公室

この日 waited いたかのように、十月六日は朝から晴れわたり、皇太子殿下をはじめ、国内外からの遠来のお客様をお迎えするのにふさわしい好天気となった。大田市民が待ちに待った第十五回全国育樹祭が開かれる日である。

これから二十年。記念すべき年に行われる今回の全国育樹祭である。

全国育樹祭には、皇太子殿下のご臨席が恒例になっており、記念すべき年に殿下をお迎えし、式典が開催できることは、大田市にとってこの上ない栄誉である。

育樹祭の大田市開催が内定したのは、昭和六十二年八月。この種の大会の成功、不成功は天候に大きく左右されるため、開催日の設定も過去数十年にさかのぼり、一番確立の高い秋の晴天日を調査するなど、内定以来、主催する島根県と、開催地である大田市は式典開催に向けて幅広い準備を進めた。

三瓶山は、昭和四十六年四月二十六日、昭和天皇、皇太后両陛下ご臨席のもと、第二十二回全国植樹祭が開催された。そ

一方、皇太子殿下のお迎えは、昨春秋から本格的にご視察のコースや施設など、整備上の問題も含め協議、検討を重ねた。大田市には式典の前日から二日間のご滞在で、ご視察先などの行啓コースがほぼ内定したため、関係機関と綿密な連携を図り、態勢を整えることにした。なお、宮内庁の正式発表は式典の約一カ月前の九月十三日。ご来県

の目的は、島根県の地方事情のご視察と育樹祭へのご出席である。

大田市は、昭和六十二年に大韓民国大田直轄市と姉妹都市、平成二年には岡山県笠岡市と友好都市縁組をそれぞれ結んでいる。この種の大会を開催する際はお互いに招き、招かれることになっており、招待申し上げたところ、快く両市のVIPにご参加いただけることにな

った。また、大田市発展のために多大の功績があり、市民こそって尊敬すべき名誉市民の岩谷直治氏、森岡大三氏が、さらに東京、大阪（近畿）、広島市の市人会からも代表がご参加いただけることになった。これら要人は市の責任において歓迎申し上げなければならぬ。

このように、育樹祭が開催される大田市は、皇太子殿下の行啓、式典の開催、要人の歓迎と、三つの大きな用務を遂行しなければならぬ。このため、八月初旬に助役を本部長とする育樹祭実行本部を全庁挙げた態勢で組織し、これら用務に当たることにした。

言うまでもなく、沿道の花づくりやファンファーレバンド、合同プラスバンドなどは一朝一夕にできるものではなく、長い準備、練習期間を要す

る。特に花づくりについては、各町の自治会において、早くから土づくり、苗床づくりなどに取り組んでいただいた。開催日間近には、住民の皆さん総出で沿道の美化清掃に献身的な奉仕もいただいた。

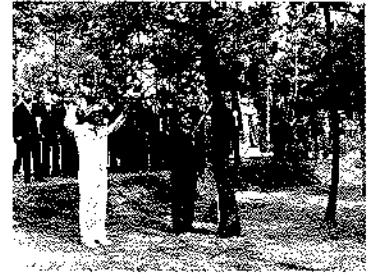
十月五日。前日までの雨もあがり、曇天ながら、午後には陽が差しはじめた。午後三時六分、皇太子殿下は大森にお着きになり、大田市への第一歩をしるされた。市長、議長がお出迎えをし、ごあ



いさつ申し上げたあと、石見銀山資料館と、熊谷家までの町並をご視察された。殿下には色々な質問をされ、「赤かわらはきれいですね」との感想も述べられた。



この日は、大森のあと中国農試畜産部をご視察になり、ご宿所である三瓶簡保センターへ。同所では、県知事主催の歓迎レセプションが行われ、殿下には林業後継者などとお気軽に言葉を交された。いよいよ当日。殿下にはまずお手入れ会場へ向

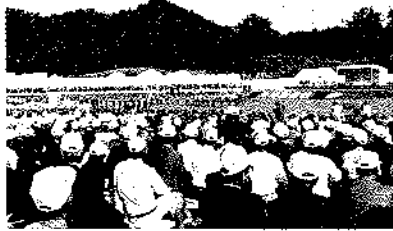


かわれた。ここでは、二十年前、昭和天皇と皇太后陛下がお手植えになったクロマツのお手入れや昭和天皇御製の歌碑などをご覧になった。

お手入れ会場からは三瓶自然館へ。ここは、県が進めている三瓶フィールドミュージアム計画の中心施設。育樹祭の理念と共通する目的や施設展示に大いに興味をお示しになった。

午前十時、育樹祭式典の開会である。三瓶自然館から式典会場にお着きになった殿下は、緑の少

年団四人の先導により、八千人の参加者が歓迎するなかを会場正面の御席へ。開会宣言に続き、大会会長（参議院議長代理 小山一平同院副議長）と澄田島根県知事が主催者を代表してあいさつ。続いて熊谷大田市長が「この日を一日千秋の思いで待っていた。この大田市で皆様方と育樹の輪を広げよう約束ができることは大田市民の誇り。第十五回全国育樹祭の成功を市民を代表してお祝いする」と歓迎のあいさつ。



殿下には「地球的規模で緑が減少している今、この緑を守り育てるのは人類に課せられた使命。育樹の輪が世界に広がることを希望します」とのお言葉をいただいた。式典は厳かな内にも華かに展開され、緑化功労者の表彰、緑の少年団の活動発表などに続き、国連本部からは地球環境保全のメッセージがアストロビジョンを通じて送られてきた。

大会決議のあと、殿下には実演会場をご覧になり、次のご視察地である国立三瓶青年の家に向かわれた。一方、会場内では、韓国慶尚北道の農楽隊、多根神楽などのアトラクションがあり、参加者はこれを楽しんだあと、会場周辺のクロマツの育樹作業を行い、全国育樹祭の幕が閉じられた。殿下には、青年の家の



あと市役所で昼食をおとりになり、午後三時二分、大勢の市民がお見送りするなか、大田市駅から次のご視察地、荒神谷遺跡へと向かわれた。

全国育樹祭は大きな財産を残してくれた。式典への参加者制限など残念な点もあったが、大田小ファンファールバンドの全国大会出場などの目に見えた成果、各自の心に刻まれた様々な思い出、そして何より大田市民の潜在能力を見事に引き出し、立証してくれたのである。

三二税務コーナー

財産の贈与を

受けたとき

一年間に贈与を受けた財産の価額が六十万円を超えると贈与税がかかります。

◎贈与税のかかる財産は、例えば、現金、預金、株券、公社債、土地、家屋、事業用資産、貸付金、貴金属、宝石、書画、骨とうなどの財産があります。

◎贈与税は、贈与を受けた財産の価額から基礎控除額の六十万円を差し引いた残額に対してかかります。

◎名義と資金の關係に注意

夫が住宅等の取得資金を出しながら、その

住宅を妻名義にすると、贈与税がかかります。

資金の出し方(負担割合)に応じて共有名義にすれば、贈与税の問題は生じません。

夫名義の住宅を妻(子供)名義にすると、住宅の贈与を受けたことになりません。この場合の贈与金額は、夫が住宅を買った値段ではなくて、その住宅の評価額(相続税評価額)となります。

◎夫婦間での居住用不動産の贈与に対する税の特典

婚姻期間二十年以上の配偶者に居住用財産を贈与すれば、贈与税の配偶者控除として二千万円の控除が受けられます。

贈与税の配偶者控除の

要件は次のとおりです。
①婚姻期間が二十年以上であること。

②贈与財産が居住用不動産(居住用不動産の購入資金も含まれる)であること。

③贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、贈与を受けた土地・家屋に実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。

ただし、この特典は、一生に一度しか受けられない。

◎親や祖母からの住宅取得資金の贈与についての特例

その年分の合計所得金額が八百万円以下である個人が、親や祖母から平成三年十二月三十一日

までの間に住宅取得資金の贈与を受けたときは、次の要件にあてはまれば、五百万円までの部分について、五分五乗方式(贈与価額を五分の一として税額を計算し、その税額を五倍して納税額を算出する方式)により贈与税額を計算する特例を受けることができます。

これによると、三百万円までの住宅資金の贈与については、贈与税はかからない。

住宅取得資金の贈与の要件は次のとおりです。

①贈与を受けた人は、日本国内に住所を有すること。

②その家屋の床面積が四十㎡以上二百㎡以下であること。

③贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、その資金の全部を居住用家屋の新築又は、取得に充て、その家屋に居住している

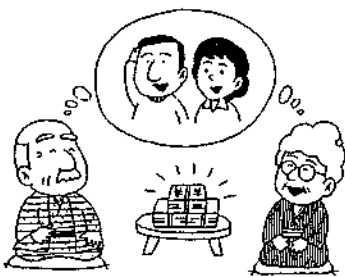
か又は、居住することが確実であると見込まれること。

④贈与前五年以内に自己又は、配偶者が所有する住宅用の家屋に居住していないこと。

⑤既にこの特例の適用を受けたことがないこと。特例の対象となる住宅は、次のとおりです。

①新築住宅

②マンション等の耐火構造の場合は、建築後十五年以内、それ以外は建築後十年以内の中古住宅



安心は、定期検診 がん保険



タバコ控え目、酒にも飲まれない。適当な睡眠と体重を保ち、規則的に運動する、などなど……。その上、がんの定期検診とスーパーがん保険があれば安心ですね。社長さん。大切な社員の健康、万全に。

さらにワイドな「総合保障型」です。

診断給付金(一時金として) ▶ 300万円

入院給付金(入院日数1日につき) ▶ 4.5万円

在宅療養給付金(1日につき) ▶ 60万円

通院給付金(1日につき) ▶ 1.5万円

死亡保険金 ▶ 450万円

※診断給付金・通院給付金・死亡保険金については、満65歳以上の場合それぞれ半額になります。

●法人会会員の皆様は、集団取扱契約ができます。●法人が契約者となられた場合の保険料は損金扱いになります。●保険料は契約時の年齢で決まります。(集団取扱・個人契約・月払い30日/35歳5,550円、45歳8,520円)・1人通常4口までご加入になれます(65歳以上の方は3口までです)。●家族契約が対象でお得です。●入院給付金は日数、回数に制限なくお支払いします。

■詳細については、パンフレットや「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。

法人会厚生制度

総合保障型

スーパーがん保険

無配当 新がん保険日型

担当者

青木 恵 ☎2-1338

野坂しずこ ☎2-9447

■お問い合わせは

☎08548(2)0765

(社)石見大田法人会

■引受保険会社



AFLAC

アメリカンファミリー生命保険会社

広島支社 〒730 広島市中区本通7-19 広島ダイヤモンドビル7F ☎082(240)9711

決算対策を検討されている企業経営者の皆様へ

企業保障プランLタイプを 利用した企業の節税対策

掛金が全額損金算入でき、解約返戻金が多いLタイプは企業にとって貯蓄と保険を兼ね備えた、新しいタイプの企業保障制度です。

決算で黒字が予想されるときにLタイプをお勧めします。⇒年払方式

〔税法上の取扱い例〕

法人の決算期と年払い保険料の損金算入額と時期

*質問： 3月末決算の法人が3月末日までに定期保険に加入し、年払いで保険料を支払う場合、その保険料は全額損金に算入してよいでしょうか？

*答え： 損金算入可能です。法人が契約者、受取人である定期保険の保険料は期間の経過に対応して損金となるが、3月末決算の場合3月末までに払い込んだ年払い保険料は短期前払費用として、その年度の損金に算入してもよい。
(法基通 2-2-14)

採用のメリット

1. 節税対策に

掛金は全額損金算入、月払いはもちろん決算時の年払いは特に効果的です。

2. 退職金の原資の確保

解約時に返戻金がありますので退職金、功労金の原資としてご利用頂けます。

3. 掛金の実質負担ナシ

掛金の全額損金なら企業の実質負担は、約半分となりしかも解約返戻率が50%以上あればその期間の掛金負担は実質ゼロになります。

〔ご加入例〕

経過年数による解約時返戻金（55歳・男性・年払い掛金 210万円、保険金 1億円・80歳満了）

| 経過年数 | 1年 | 2年 | 3年 | 5年 | 10年 | 15年 |
|----------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 掛金累計(万円) | 210 | 420 | 630 | 1,050 | 2,101 | 3,151 |
| 返戻金(万円) | 77 | 207 | 340 | 617 | 1,359 | 2,251 |
| 返戻率(%) | 36.7 | 49.3 | 54.0 | 58.8 | 64.7 | 71.4 |

※返戻金には配当金も含まれています。尚、配当率は平成元年度配当率による試算です。

(社)鳥根県法人会連合会

企業経営の“必需品” 企業保障プランLタイプ

高齢化社会の到来、めまぐるしく移り変わる経済情勢の中で
企業を守り育てていく経営者は、将来に備えて自らもしっかりと自衛しておく必要があります。

Lタイプは魅力がいっぱい。

①85歳までの長期保障

しかも、保険料は期間中一定、74歳まで新規加入いただけます。

②最高3億円の大型保障

万一の場合、第一着で活躍してこられた功労にこたえる退職金、功労金、早退金の財源確保ができ、企業と経営者の家族の負担を軽減します。

③手術、入・通院の治療もカバー

安心して治療に専念できる上、さらに海外での事故、病気についても保障いたします。

④生存退職金の財源としても

積立貯蓄金および払戻金を、経営者の生存退職金貯蓄金の財源に利用することもできます。(この場合は、契約は消滅します)

⑤保険料は損金算入できます。

保険金受取人が法人の場合、保険料は全部損金に算入できます。(ただし、長期定期保険に該当する場合は、税法上の取り扱いが異なります)従って、法人税、事業税、住民税が節減されます。

⑥有利な転換制度のご利用も

すでに「経営者大型総合保障制度」にご加入の場合には、転換制度を使ってLタイプのご契約に一本化することができます。

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プランLタイプ



By じげん。

わたしが社長の
富札寺殿へぞす! ①「からだは次員本!?!」の巻



集団(団体)名/財団法人

全国法人会総連合

引受会社



大同生命保険相互会社
〒564 大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号
TEL (06) 305-1130



AIU 保険会社
〒100 東京都千代田区丸の内1丁目1番地の3
TEL (03) 215-8511

●お問合せは.....

〒694 浜田市田町760-7
大同生命保険相互会社
松江支社 浜田営業所
TEL 0855-22-5965(代)

関東支社 53194 (1.3-50) 印

総合建設業

鳥根県知事許可(特-2)第3951号



はたの産業有限会社

大田市大田町大田 ☎2-0468

提案します! あしたの暮らし

大田ファミリーデパート



大田市大田町駅前 TEL 2-6600
(営業時間) 午前9時30分~午後7時00分

ゆったり駐車して
楽しいお買物!

駐車場
駐輪場

450台
150台

三瓶生コン株式会社

代表取締役 俵 隆

大田市久利町行恒106-2 TEL (08548) 2-0250

海産乾物・食料品卸問屋 花王製品代行店

有限会社 中島商店

代表取締役 中島 信一

大田市大田町大正東三 TEL (08548) 2-1088(代)

工場 (08548) 2-6816

FAX (08548) 2-3488



ゆのつ
●温泉津●
ふれあい館

感じて下さい この町の温かさ

海の幸、山の幸いっぱい和風レストラン
& 温泉津特産品販売コーナー

温泉津ふれあい館

(株)ゆのつ 代表取締役 宮原 史郎


(毎週月曜日閉館)

TEL 08556-5-3151

リカーショップ コンビニエンス

有限会社 岩商

大田市久手町(国道9号線沿) TEL (08548) 2-3648 FAX 2-3630



社団法人 石見大田法人会会報 第22号

平成3年12月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540